

令和6年度 多摩市社会福祉協議会 ボランティア活動等振興助成事業の募集について

多摩ボランティア・市民活動支援センターでは、ボランティア活動及び公益的な市民活動を行う団体に対して、助成金を交付しています。助成金の交付には、条件や審査があります。詳細は、以下及び別紙「助成金交付までのながれ」をご参照ください。

①助成条件

- (1) 多摩ボランティア・市民活動支援センター登録団体
※現在登録団体でない団体も、助成金申請と同時に団体登録申請が可能です
- (2) 団体の会計事務が円滑に行われていること



②助成内容 助成対象期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

助成対象事業	助成上限	助成対象経費
【スキルアップ支援〈主に会員向け〉】 ボランティア等の質向上を図るために必要な事業	2万円	備品購入費、通信運搬費、交通費、印刷製本費、諸謝金、消耗品費、賃借費、会議費(講師の茶菓代など)
【人材(担い手)育成支援〈市民向け〉】 広く市民を対象としてボランティア活動等の普及及び啓発を行う事業	3万円	※以下のものは助成の対象外です ①飲食費 ②団体運営に要する経常的費用 ③対象となる経費であっても、既に多摩市社会福祉協議会から助成を受けているもので、その経費に欠損補填に活用するもの
【チャレンジ支援〈市民向け〉】 ・社会的・地域的課題解決のために行い、効果が期待できる事業 (例えば、経済的困難を抱える方や子ども、独居老人、障がい者への支援など) ・その他会長が必要と認める事業	10万円	
【立ち上げ・活動継続支援〈設立1・2年目の団体〉】 設立2年以内の登録団体が、これから継続して行おうとするボランティア活動等を目的とした事業 ※申請については、1団体1回限りとする。	5万円	

③申請方法

- ①申請書(第1号様式)
 - ②計画書
 - ③事業に関する広報紙・チラシなど事業内容が分かる書類
 - ④講師の氏名、略歴などが分かる書類(講師依頼をする場合)
 - ⑤カタログもしくは見積書(備品購入などする場合)
 - ⑥その他多摩市社会福祉協議会会長が必要と認める書類(指示があった場合)
- ※昨年度と同様の申請内容である場合、提出された昨年度の実績報告書も審査資料とします
- ※ご提出いただく書類は、必ず控えをとって保管してください。不明点などがある場合、後日確認させていただきます

令和6年
4月1日(月)～
4月30日(火)
までに
多摩ボラセンへ提出
※郵送の場合も30日必着

助成金の申込みや団体登録のお問合せは…

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター
〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階
(電話) 042-373-6611 (FAX) 042-373-6629 <https://tama-shakyo.jp>